

監査広報

Audit public relations

平成29年度「監査結果」の報告

(平成29年3月分～平成30年2月分)

毎月定例的に行われる例月出納検査と課(局・室)ごとに行われる定期監査など、監査結果についてお知らせします。

監査結果に関する報告

例月出納検査 一般会計ほか特別会計、各種基金と歳入歳出外現金の収納事務について、計数の正確性、現金、預金の管理状況などに主眼を置き、その関係帳簿、証書類との照合、支出伝票などの検査が行われました。

定期監査 特定の課において、過去の監査指摘事項などに対する改善策の進捗状況についてなどの監査が行われました。

例月出納検査については、平成29年3月分～30年2月分の一般会計、国民健康保険事業特別会計、国民健康保険診療所事業特別会計、上水道事業会計、寄簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、介護保険事業特別会計、用地取得特別会計、後期高齢者医療特別会計の各会計の出納検査と収支月計表記載の計数と関係諸帳簿、証書類による審査や、平成29年4月～30年3月例月出納検査日の前月末における各金融機関の預貯金を照合した結果、各会計、各基金や歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められませんでした。

定期監査については、適正に処理されていました。また、出先機関の現金取り扱い検査時の書類などは正確かつ適正に処理されていると認められました。

- 町 監査結果の見方
- 監査の対象
- 監査委員の指摘事項(担当する課など)

例月出納検査、定期監査における、監査委員から指摘を受けた事項とその措置状況について、主なものを以下のとおり報告します。

○例月出納検査 (平成29年5月30日)

監 寄自然休養村管理センターのトイレが和式であるが、観光客を迎える施設としては、時代の流れとして洋式化を検討するべきではないか。(観光経済課)

町 寄自然休養村管理センターのトイレについては、男子の小便器を除く、全10基の便器のうち、その半分にあたる5基が洋式化されています。現状、管理センターを利用されている方も高齢の方が多いため、町一般財源の節減につながる助成制度の活用などと合わせ、残り5基の洋式化を進めたいと考へております。

(平成29年7月28日)

監 特定健康診査事業などについて、平成29年度に業者が変わったことで健診時期が例年と変わったことや、血液検査結果の経年比較で健康管理の連続性が担保されないなどの支障が出ているのか。複数年、同じ業者で実施することなどを検討してはいかがか。(子育て健康課)

町 「平成30年度措置状況」健康管理の連続性を担保することは重要と考えております。平成30年度から平成34年度の5年間にわたり、正式な手続きを踏み(債務負担行為の設定など)、ひとつの業者が業務を行うよう契約を締結しました。また、より効率的に実施するため、がん検診や高齢者健康診査の集団健診についても一括で入札を行いました。

○定期監査 (平成29年11月20日)

監 上水道事業は企業会計で運営していることを踏まえると、ここ数年、営業利益を確保できない状況を深刻に受け止めています。

例月出納検査、定期監査における、監査委員から指摘を受けた事項とその措置状況について、主なものを以下のとおり報告します。

老朽化に対して、計画的な更新費用を賄つていけるのか。また、寄簡易水道事業は更に深刻で、管の敷設時期などが明確になっていないと思われる。今後はそれらも見越して、財政計画を検討していただきたい。

(環境上下水道課)

町 企業会計の運営については、水道事業運営審議会で経営状況を基に今後の経営について審議していただくことになります。また、寄簡易水道会計については平成30年度に施設更新計画の策定を行います。

町 現在、河内地区に建設中の町営住宅に借地に建てられている町営住宅は早期に整理・返還し、地権者に有効活用していただきよう、進められたい。(総務課)

組みを進めてまいります。

監 借地に建てられている町営住宅は早期に整理・返還し、地権者に有効活用していただきよう、進められたい。(総務課)

組みを進めてまいります。

町 現在、河内地区に建設中の町営住宅については、人口増加策の一方、既存町営住宅の集約事業を含めて整備しているものであります。完成後の運用を含め、計画的に移転を進めるとともに、地権者との調整を図っています。

(平成29年11月21日)

監 橋の長寿命化は計画的に実施されているが、公共インフラ全体の維持管理費用を算出し、町の財政状況に照らして適切な整備を進めていただきたい。(まちづくり課)

橋については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき順次維持管理を実施している

状況ですが、町道など既存道路ストックについては、公共施設等総合管理計画との整合を図りつつ、各施設の維持管理計画の策定を検討し、予算の平準化・ライフサイクルコストなどを鑑みながら、適切な事業執行を取り組んでまいります。

住民基本台帳の閲覧状況を公表します

住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項により、町の住民基本台帳が閲覧された場合には、その閲覧の状況を公表することが町に義務付けられています。平成29年4月1日から平成30年3月31日までに閲覧されたのは6回でしたので、その閲覧状況を公表します。

町民課 窓口サービス係 ☎(83)1225

【問い合わせ】

閲覧年月日	閲覧者氏名 (名称および代表者氏名など)	利用目的	閲覧内容
平成29年4月6日	警視庁公安部外事第三課	犯罪捜査	松田町の一部
平成29年6月28日	自衛隊神奈川地方協力本部 小田原地域事務所	自衛官・自衛官候補生・ 防衛大学校等学生募集	松田町全域
平成29年11月14日	神奈川県警察本部刑事部 組織犯罪対策本部国際捜査課	犯罪捜査	松田町の一部
平成30年2月8日	神奈川県松田警察署	犯罪捜査	松田町松田惣領
平成30年2月14日	神奈川県松田警察署	犯罪予防	松田町の一部
平成30年3月7日	(株)サーバイリサーチセンター	日本人の就業実態に 関する総合調査	松田町松田惣領の 20歳から65歳の男女32人

識見監査委員(代表監査委員)
議選監査委員

鍵和田毅志
鈴木眞徳